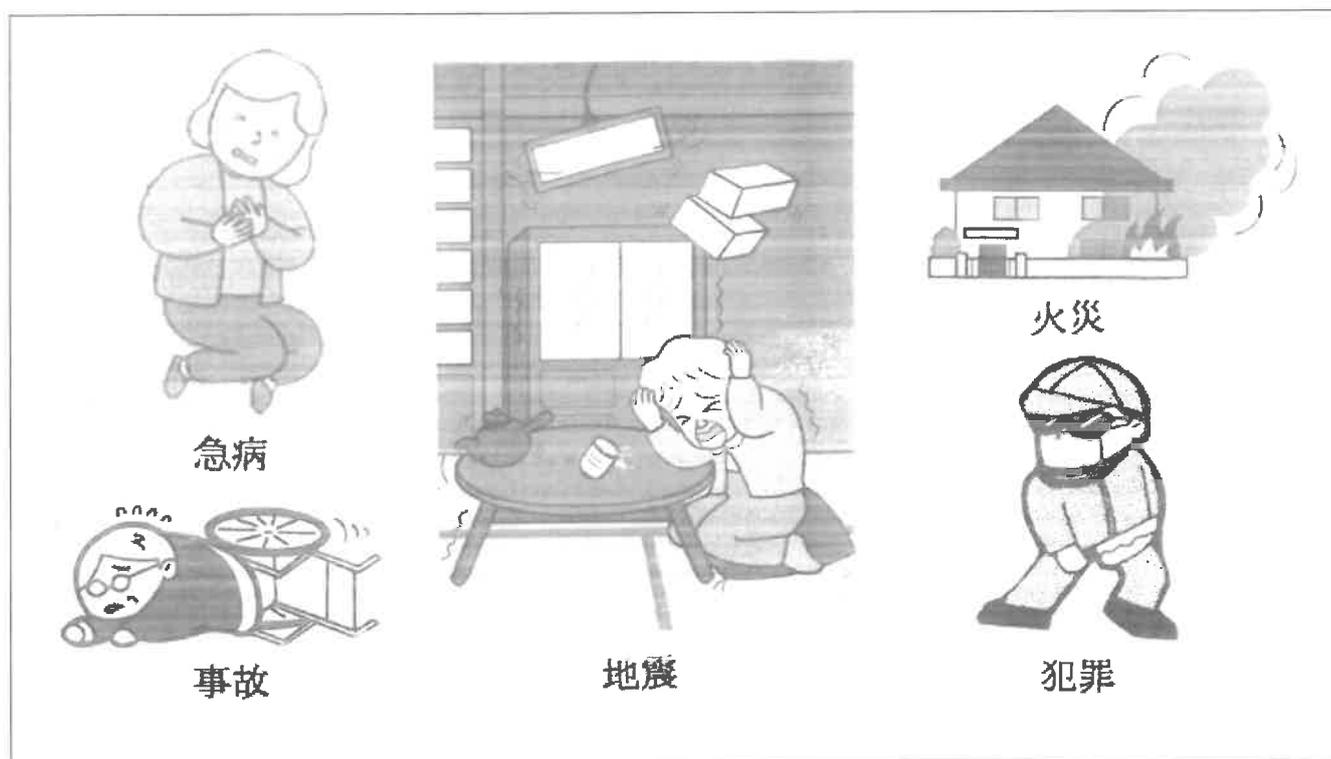


高齢者等(社会的弱者)の防犯と防災(敬称略)



1. 冒頭

- ◇過去、日本は家の鍵をかけなくても安全で安心な暮らしができるほど、おおらかな国でした。
- ◇自分が作った料理を隣近所にお分けしたり、1日でも姿を見かけない人がいれば家に様子を見に行ったりしていました。
- ◇それによって、自然に地域コミュニティーが築かれ、高齢者等に対する隣近所の見守り・互助体制が作られていました。
- ◇ところが、経済の発展に伴い拝金主義と個人主義がはびこり出し、昨今は高齢者等を標的にした金儲けの犯罪まで発生するようになりました。
- ◇やむを得ず、高齢者等は防衛のために家の鍵をかけ、登録していない電話に出ないようにになりました。
- ◇その結果、地域コミュニティーによる高齢者等に対する見守り・互助体制が崩壊していきました。
- ◇さらに、高齢者等が加害者になる自動車による重大な交通事故が多発、また自転車による交通事故も多発していることから、道路交通法を頻繁に厳格化の改定をしています。

◇そのため、高齢者等は自動車免許の更新が厳格になり、昔のように気軽に自転車に乗ることさえ気後れするようになりました。

2. 高齢者等の防犯・防災に関する自己対策と自治体の対策

◇本日の防犯・防災に関する自己対策についてはテレビに出ている知識人みたいに居眠りを誘うような説明はしません。

◇私は緊急通報業務のために20年以上にわたり約2,000人の高齢者等を訪問し工事し説明してきました。

◇その経験から前半は高齢者等の生活実態に則した防犯・防災に関する自己対策について、後半は自治体の対策について笑いを交えて説明します。

3. 高齢者等の防犯・防災に関する自己対策

(1) 在宅時の特殊詐欺犯罪

◇昨今、最も世間を騒がせている犯罪が高齢者等を標的にしたオレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺です。

◇預貯金がない高齢者等は絶対に被害者になることはあり得ないため、何の自己対策も必要ありません。

◇でも、老後資金の預貯金がある高齢者等は被害者にならないため、自己対策をする必要があります。

◇その自己対策は、現在使用している電話回線に通話録音装置を追加設置するか、現在使用している電話機を通話録音装置付電話機に交換設置すれば防止することができます。

◇特殊詐欺犯は通話を録音されると犯罪の証拠を残すことになり、警察は犯人の電話番号も特定できるため、通話を録音中に電話を切ってしまいます。

◇ただし、通話録音装置を設置すると電話の着信音が聞こえた後に電話をかけてきた相手の声がスピーカーから聞こえてきますので、聞き覚えのない相手には絶対に出ないでください。

◇もし、スピーカーから聞こえてきた声が親族・知人・友人などであれば安心して電話に出てください。

(2) 在宅時・不在時の侵入犯罪

◇在宅時の侵入犯罪とは家人が在宅している住宅などに侵入して金品を盗む犯罪で侵入強盗・侵入窃盗・忍び込み窃盗などがあります。

◇不在時の侵入犯罪とは家人が不在の住宅などに侵入して金品を盗む犯罪で空き巣窃盗があります。

- ◇侵入犯は大半が容易に壊せる窓から侵入するため、自己対策として余裕があれば防犯合せガラスに交換することです。
- ◇また、窓格子を取り付けることは最強の自己対策になりますが、玄関付近で火災が発生したときには窓から逃げられなくなる危惧があります。
- ◇それでも万が一、在宅時に侵入されたら絶対に抵抗せずに金品を差し出すか、寝たふりをして金品を盗ませることが、最も大切な命を守るためには賢明な方法です。
- ◇さらなる自己対策として、被害を最小限にするため日頃から必要以上の金品は家に置かないこと、余裕があれば動産総合保険に加入すれば被害を補償してもらうことができます。
- ◇蛇足ですが、侵入犯罪に対する自己対策として高額な初期費用と毎月の継続費用が必要な警備会社に依頼することは、逆に侵入犯罪を誘発することにもなりかねません。
- ◇それは、悪質な侵入犯罪者は警備会社のステッカーが貼られている家を狙うからです。

(3) 在宅時の地震発生

- ◇近い将来、予測される大地震さらには突発的に発生する地震に備えて自己対策は必要不可欠になります。
- ◇什器備品に突っ張り棒を取り付けたり、什器備品を柱や壁に金具で固定するのが一般的な自己対策ですが、大きな地震には有効ではありません。
- ◇最も有効な自己対策としては、日頃から倒れ防止のために什器備品の下部ほど重い物品を収納し上部には軽い物品を収納すること、さらに什器備品が倒れても安全な場所に寝ることです。
- ◇それでも万が一、大きな地震が発生した場合には高齢者等は慌てて自己判断で家から逃げ出さないでください。
- ◇屋外は電柱の倒壊・大樹の倒木・家屋の倒壊・道路の陥没など、屋内に比べて危険な事態が発生することがあるためです。
- ◇大きな地震が発生した場合には、必ず自治体の緊急放送装置による避難指示に従って行動してください。
- ◇連れ合いと25年もローンを返済して取得した我が家とは比較にならないほど大切な命を守るために速やかに避難してください。

(4) 在宅時の地震を除く天変地異の発生

- ◇天変地異は地震だけではなく、台風・洪水・土砂崩れ・津波などが突発的に発生しますが、台風を除き有効な自己対策は不可能です。
- ◇万が一、地震を除く天変地異が発生した場合には高齢者等は慌てて自己判断で家から逃げ出さないでください。

- ◇屋外は屋内に比べて地震が発生した場合より、さらに危険な事態が発生することがあるためです。
- ◇地震以外の天変地異が発生した場合には、必ず自治体の緊急放送装置による避難指示に従って行動してください。
- ◇連れ合いと25年もローンを返済して取得した我が家とは比較にならないほど大切な命を守るために速やかに避難してください。

(5) 在宅時の火災発生

- ◇万が一、在宅時に火災が発生した場合は大切な命を守るために何よりも家から逃げることを最優先ください。
- ◇消防署には逃げた後に通行人に携帯電話での通報を頼むか、隣近所の住民に通報を頼んでください。
- ◇消防署への通報が多少遅くなっても火災による物的被害は火災保険で修復でき補償もできます。
- ◇思い出の物品だけは修復できませんが、命さえ守れば思い出は生涯心の中に残すことができます。

(6) 在宅時の急病・事故の発生

- ◇高齢者等になれば誰でも在宅時に急病や階段からの落下事故などが発生する確率が増します。
- ◇万が一、在宅時に急病や事故が発生した場合には消防署に通報して救助してもらってください。

(7) 自動車の運転

- ◇昨今、高齢者等による重大な交通事故が多発しているため、令和4年5月から運転免許の更新時は年齢により次の講習や検査が義務化されました。
 - ①70歳～74歳は2時間の高齢者講習
 - ②一定の違反歴がない75歳以上は認知機能検査→2時間の高齢者講習
 - ③一定の違反歴がある75歳以上は運転技能検査(不合格の場合は更新不可)→認知機能検査→1時間の高齢者講習
- ◇要約すると、更新時前3年以内に一定の違反歴がある75歳以上の高齢者は運転技能検査に合格しないと運転免許の更新ができなくなりました。
- ◇しかし、運転免許が更新できたとしても自動車の運転は最悪死亡事故の加害者になる可能性があります。
- ◇そのため、自分が運転に自信を持てなくなったときにはサポートカー限定免許に変更するか、潔く運転免許を返納することを決断してください。
- ◇間違っても、東京の池袋で2人の死亡事故を起こして刑務所に収監された元・高級官僚の二の舞は絶対に避けなくてはなりません。

(8) 自転車の運転

- ◇昨今、自転車による交通事故が多発しているため、自転車に関する道路交通法を頻繁に厳格化の改定をし、自治体は自転車保険の加入を義務化しました。
- ◇先ず、自転車は道路左側の路側帯を通行することが義務化されましたが、高齢者等は歩道を通行することもできます。
- ◇ところが、路側帯を通行していると後方から来た自動車が自動車を追い越すときに加速する怖い経験をしたことがあるはずです。
- ◇その理由は、自動車の運転者は自転車がよろけたり倒れて事故になる自転車との並走を極力避けたいからなのです。
- ◇そこで、高齢者等は大切な命を守るために原則的に歩道を通行することを厳守してください。
- ◇歩道がなく通行車両が多い道路では、自転車から降りて道路左側の路側帯を歩きながら自転車を引いて通行することを心掛けてください。
- ◇また、自転車もリヤカーなどの軽車両と同様に道路交通法が適用され、傘をさしながら運転するなどの「ながら運転」は違反行為になり罰則も規定されました。
- ◇さらに、自転車が歩道を通行するときに発生する自転車や歩行者との交通事故のために、自治体は自転車保険の加入を義務化しました。

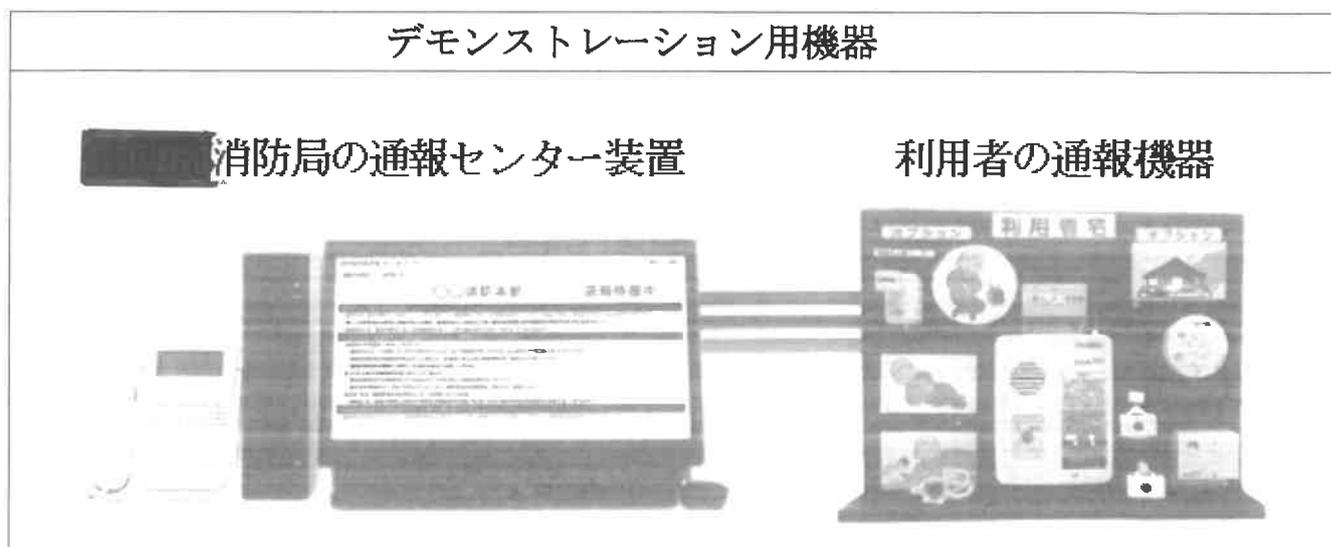
4. 高齢者等の防犯・防災に関する自治体の対策

- ◇冒頭の地域コミュニティーによる高齢者等の見守り・互助体制が崩壊したことから、自治体は高齢者等に犯罪・天変地異・火災・急病・事故などの緊急事態が発生したときに救助できる体制作りが必要不可欠になりました。
- ◇そこで、**■市**では緊急放送装置の整備はもちろん、**高齢者等に緊急連絡システムを設置して、緊急事態が発生したときに迅速・確実に救助できる体制を作り上げています。**

5. 緊急連絡システムの仕組み

■市が導入している緊急連絡システムの通報から救助までの仕組みについては、利用者に設置している通報機器や**■**消防局に設置しているセンター装置と同様のデモ機を使用して、皆さんに参加・見学していただいて実際の機器・操作・動作と対処について説明します。

デモンストレーション用機器



(1) 利用者の通報機器

利用者に設置する通報機器は救助通報機が1台、ペンダント型または腕時計型の無線発信器が1台であり、是非知っていただきたい機器の特長は次のとおりです。

- ①救助通報機は利用者が使用している電話設備がどんな電話会社・電話回線・電話機でも設置することができます。
- ②無線発信器は直線見通し距離が100mのため庭からでも通報でき、生活防水仕様のため風呂場でも使用することができます。

(2) 天変地異・火災・急病・事故などが発生した場合

無線発信器さえ身に付けていればボタンを押すだけで、次の仕組みで大切な命を救助することができます。

- ①消防局に緊急通報が自動的に入電し、119番通報と異なり利用者の住所・氏名・既往症などの救助に必要なあらゆる情報が通報センター装置のモニター画面に表示されます。
- ②消防局から「どうしたんですか？電話に出るか、そのまま大きな声で話してください」などと呼び掛けられます。
- ③利用者が電話に出て、またはスピーカーホンで発生事態を話せる場合には、救助に必要な救急車・救助車・消防車が出動します。
- ④利用者が電話に出られない、またはスピーカーホンで発生事態を話せない場合でも、救助に必要な救急車と救助車または消防車が出動します。
- ⑤利用者宅が施錠されている場合、消防局は窓などを壊して室内はもちろん庭まで搜索して利用者を救助します。
- ⑥消防局が利用者を救助するために損壊した家屋は5万円上限の損害補償で修理できます。

(3) 犯罪が発生した場合

犯罪以外の緊急事態が発生した場合は■■■■消防局だけで救助が完結しますが、犯罪が発生した場合は次のとおりです。

- ①在宅時の侵入犯罪の場合は救助に出動した救急車のサイレン、さらには救急隊員が家に入って来れば、**通常の犯罪者は一目散に逃げるはず**です。
- ②在宅時のオレオレ詐欺犯罪については、■■■■市は利用者が通話録音装置付電話機に交換設置する際に補助金を交付しています。
- ③不在時の空き巣窃盗犯罪の場合は緊急連絡システムでは一切対処することができませんので、**最善の方策は犯罪者が狙っている金品を家には絶対に置かずに被害を最小限にすること**です。

(4) 弊社の見守りサービス

◇弊社は令和元年8月から利用者に無線発信器を押せない緊急事態が発生した場合のために見守りサービスを開始しました。

◇通報機器に無線人感センサーを設置して24時間・365日、利用者を見守り続け、無線人感センサーが利用者を24時間感知できないときには弊社の受信センターが安否通報を受信して対処します。

◇見守りサービスを開始した5ヶ月後の令和2年1月21日に**無線発信器を押す間もない疾病を発症した■■■■市の利用者を救助**しました。

6. 通報機器の設置台数と緊急通報の受信件数

◇令和3年12月末の時点で■■■■市が利用者に設置している通報機器は■■■■台であり、**高齢者等の人口に対する設置率は日本有数の台数**です。

◇令和3年1月から12月までの1年間で■■■■消防局が受信した緊急通報は207件であり、受信件数に対する平均救助率78%から**約161名の利用者が救助**されています。

7. 最後に質疑応答